

令和8年度小規模事業者の自走化伴走支援事業 支援企業推薦要領【追加募集】

1 事業目的

鳥取県は、実績ある専門家（以下「専門伴走者」）と鳥取県内の支援機関の伴走者（以下「地域伴走者」という）がチームをつくり、鳥取県内の小規模事業者等の成長戦略策定等を伴走支援することを通じて、鳥取県内の小規模事業者等の成長、及び、それを支援する地域伴走者の経営支援スキルの向上を図ることを目的に小規模事業者の自走化伴走支援事業（以下「本事業」という。）を実施する。本事業を実施するに当たり、次のとおり支援企業の推薦募集を行うものとする。

2 支援概要 ※詳細は別紙記載のとおりとする。

（1）支援内容

株式会社 Miraile（令和8年度小規模事業者の自走化伴走支援事業実施業務受託者。以下「受託者」という。）と推薦機関の地域伴走者がチームとなり支援企業を訪問。ヒアリング等を通じて、専門伴走者の選定、支援企業の現状把握、課題設定、要因分析、解決策等を支援者とともに検討し、支援テーマに応じた専門伴走者の高い専門性を活かした経営計画、アクションプラン、KPIの作成等を伴走支援する。

（2）専門伴走者

支援企業の経営課題や支援テーマに応じて、受託者が派遣する。

（3）支援回数

全6回（90分/回）を目安とする（専門伴走者は、原則、1回以上現地訪問する）。

（4）支援テーマ

ア 技術経営戦略

（自社の技術・強みの棚卸しと経営への活かし方、生産性・品質向上など）

イ DX戦略

（業務のデジタル化・デジタルツールの導入定着、データ活用による経営改善など）

ウ マーケティング戦略

（営業力強化・販路拡大、商品・サービスの磨き上げ、情報発信など）

エ 新規事業開発戦略

（既存の技術・資産を活かした新商品・新サービス開発、新分野進出の計画づくりなど）

オ 人材戦略

（採用・定着、人材育成、組織づくり、経営理念・ビジョン（MVV）の策定・共有など）

（5）地域伴走者の役割

ア 専門伴走者の選定に対する助言を行うこと。

イ 専門伴走者に随行し支援をサポート（支援企業への橋渡し）すること。

ウ 各伴走支援前・後に専門伴走者との支援方針の検討及び振り返りを行うこと。

エ 専門伴走者（受注者を含む。）が行う支援記録の確認等を行うこと。

（6）事務局

伴走支援に関する日程調整や進捗管理等の事務局業務は受託者において行うこととする。

（7）その他

ア 支援企業1社に対し、複数の地域伴走者で対応いただくことも可能とする。

イ オンラインによる伴走支援の場合であっても、可能な限り地域伴走者は支援企業を訪問すること。

3 推薦要件について

推薦する支援企業は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

ア 県内に主たる事業所を有する者であること。

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

ウ 本事業の目的をよく理解し、伴走支援を最後まで受けることができる者であること（やむを得ない事情がある場合は除く。）。

エ 伴走支援を受けるにあたって、支援企業の社内で推進体制を用意できる者であること。

オ 伴走支援を受けるにあたって、専門伴走者及び地域伴走者に可能な限り必要となる企業情報（例、会社案内やパンフレット、財務情報など）を提供できること。

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む又は営もうとする者でないこと。

4 推薦方法等について

（1）推薦者

推薦者は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

ア 県内に主たる事業所を有する者であること。

イ 中小企業等経営強化法第31条に定める認定経営革新等機関であること。

ウ 本事業の目的をよく理解し、所属する社員等を地域伴走者として継続的に参加させることができる者であること。

（2）募集企業数

3社

（3）推薦書類

ア 推薦書（様式第1号）

イ 推薦する支援企業の確認書（様式第2号）

ウ 直近二期分の決算書

エ その他支援企業の概要や経営状況が分かるもの（例、会社案内やパンフレットなど）

（4）書類提出先

上記（3）記載の書類を電子メールで提出すること。

鳥取商工労働部企業支援課 電子メール kigyoushien@pref.tottori.lg.jp

（5）提出期限

令和8年9月11日（金） 午後5時 必着

（6）その他

ア 推薦する支援企業の同意を得た上で推薦すること。

5 審査・選考

(1) 推薦書類の審査

提出書類の情報を基に、推薦要件等に照らし合わせて受託者及び鳥取県で審査・選考する。

11社以上の推薦があった場合、必要に応じて、個別に推薦機関、又は、支援企業等へのヒアリングを行う場合がある。

(2) 審査項目

審査の際は、「支援企業の熱意」「伴走支援を通じた成長可能性」「支援企業の実施体制」「支援後の展開・自走化の実現性」「推薦機関の支援体制」の観点で審査する。

審査項目	審査の観点
支援企業の熱意	・本事業の趣旨・目的をよく理解しているか。 ・経営者の参加がどの程度見込まれるか。 ・支援企業の意欲は高いか。
伴走支援を通じた成長可能性	・伴走支援を通じて大きく成長することが見込まれるか。 ・具体的な経営課題を有しているか（経営課題と希望する伴走支援テーマが整合しているか。）。 ・経営課題に対し、すでに取り組んでいることがあるか。
支援企業の実施体制	・社内に本事業の推進担当者が決まっているか。 ・伴走支援にどのくらいの業務時間を費やすことができるか。 ・必要な企業情報を提供する用意がある。
支援後の展開 自走化の実現性	・伴走支援後、自走していく意欲が高いか（計画実現に向けて、具体的な費用負担の用意があるか。）。
推薦機関の支援体制	・推薦機関の支援体制はどうなっているか。 ・支援企業と継続的にフォローアップできる関係性があるか。 ・地域伴走者の意欲は高いか。

6 事業スケジュール

本事業のスケジュールは下記のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 支援企業の推薦期限 | 令和9月11日（金） |
| (2) 審査・選考 | 受付から随時 |
| (3) 選考結果の通知 | 〃 9月中旬 |
| (4) 支援企業ヒアリング（専門伴走者の決定） | 〃 9月下旬 |
| (5) 初回伴走支援 | 〃 10月上旬（全6回の伴走支援を想定） |
| (6) 成果報告会 | 令和9年 2月下旬 |

7 その他

- (1) 審査に関するお問い合わせには、応じられません。
- (2) 提出書類等は、返却いたしません。